

## 呉市地域産品開発支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、呉市の特色や地域資源を生かした魅力ある特産品や土産品の開発と、その特産品や土産品の販路開拓の取組を進める事業者を支援するため、開発に要する経費の一部を補助し、もって市内産業の振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同法第2条第5項に規定する小規模企業者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者を除く。
- (2) 特産品 国内外の消費者に向けて広く販売することを目的とした商品であって、呉市の魅力をアピールする商品
- (3) 土産品 呉市または広島県内を訪れた観光客を対象とした商品であって、呉市の歴史や文化、観光資源などをイメージさせる商品

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、事業者が、補助金交付決定日から令和7年2月28日までの間(以下「補助対象期間」という。)に行う、次に掲げる事業とする。

- (1) 特産品又は土産品を新たに開発する事業
- (2) 既存の商品を改良し、特産品又は土産品とする事業

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に事業所を有し、かつ市内において令和6年4月1日以前から事業を行っている者
- (2) 補助対象者が個人である場合はその者、補助対象者が法人である場合はその役員が呉市暴力団排除条例(平成24年呉市条例第1号)第2条第1号から第3号までに該当しないこと
- (3) 市税を滞納していない者

- (4) 法令及び公序良俗に反しない事業を行う者
- (5) その他市長が補助金を交付することが適当であると認める要件を満たす者
- (6) 同一年度内にこの補助金の交付決定を受けていない者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、事業の遂行に直接的かつ必要最小限のものと明確に特定できる経費で、補助対象期間内に契約、取得、実施、支払が完了するものとする。なお、事業関連経費の内訳は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 消耗品費
- (3) 通信運搬費
- (4) 委託料
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 旅費

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含めない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、補助限度額は上限50万円とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、募集期間中に、呉市地域産品開発支援事業補助金公募申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて事務局に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 事業者概要書(様式第4号)
- (4) 誓約書(様式第5号)
- (5) 登記事項等確認書類

ア 法人：履歴事項全部証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの)

イ 個人事業者：開業届・確定申告書の写し等

(募集及び選定)

第8条 事業者の選定については、有識者等で構成する選定委員会が行う審査の結果を参考にするものとする。

2 前項の選定の基準は、市長が別に定める。

(決定の通知)

第9条 市長は、前条第1項の審査結果を受けて選定事業者を採択又は不採択としたときは、呉市地域産品開発支援事業者採択通知書(様式第6号)(以下「決定通知書」という。)又は呉市地域産品開発支援事業者不採択通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第10条 前条の規定により決定通知書を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、呉市地域産品開発支援事業補助金交付申請書(様式第8号)を、速やかに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに呉市地域産品開発支援事業補助金交付決定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(重複交付の禁止)

第12条 補助事業者が補助対象事業について、国、県その他地方公共団体等の補助金の交付を受けた場合は、この要綱に基づく当該年度の補助金は交付しないものとする。

(計画の変更)

第13条 補助事業者は、やむを得ず、事業計画書で定めた事業費の2割以上の計画変更が生じる場合、呉市地域産品開発支援事業補助金変更申請書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、速やかに呉市地域産品開発支援事業補助金変更認定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(完了報告)

第14条 補助事業者は、事業が完了した日から20日を経過する日までに、呉市地域産品開発支援事業補助金完了報告書(様式第12号)を市長に提出するものとする。

(補助金額の確定)

第15条 市長は、前項の規定による完了報告があったときは、速やかに確定検査を行い、呉市地域産品開発支援事業補助金確定通知書（様式第13号）により補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第16条 補助事業者は、前条の規定による通知があったときは、速やかに呉市地域産品開発支援事業補助金交付請求書（様式第14号）を事務局に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付依頼を受けたときは、速やかに指定した口座に補助金を交付するとともに、呉市地域産品開発支援事業補助金交付通知書（様式第15号）により補助事業者に通知する。
- 3 補助金の交付は、会計年度内において1回を限度とし、市の予算の範囲内で交付するものとする。

（決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、規則又はこの要綱の規定に基づく命令に違反したとき

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに呉市地域産品開発支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助事業者はその全部又は一部の返還を命じることができる。

（状況の調査等）

第19条 市長は、補助事業の円滑かつ適正な推進を図るため必要と認めるときは、補助事業の状況を調査し、又は補助事業者に報告を求めることができるものとする。

（その他）

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、令和6年4月4日から適用する。